

基金情報

No. 34

平成16年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

平成16年11月・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)		
事業所数(件)	259	0	年金調定額(円)	1,053,910,186		
加入員数(人)	男子	6,216	-12	年金掛金	1,052,966,716	
	女子	2,561	-2	取納額(円)	1,052,966,716	
	計	8,777	-14	取納率	99.9%	
平均標準給与月額(円)	男子	350,526	-61	事務費掛金調定額(円)	58,142,562	
	女子	226,302	-21	資産運用	信託資産額	279億6,977万円
	計	314,280	-78	修正総合利回り	0.08%	
受給者数(人)	5,406	22	ベンチマーク差	-0.73%		
平均年金額(円)	440,389	1,054	慶弔金	61件 119万円		
			保養所利用者数	2,518人		

理事会・平成17年度予算の基本方針を審議 運用の見直し案・保養所報告を承認

平成16年12月22日に来年度の予算編成などに関する理事会が開催されました。

予算編成については、年金経理と業務経理における基礎係数や主要事項の審議が行われました。

また、年金資産運用委員会・財政運営委員会にて取りまとめられました運用の見直し案と保養所のレポートに関しても審議が行われ、両案件とも委員会まとめの内容にて承認されました。

これら予算編成などの案件については、平成17年2月9日開催の代議員会にて審議をいただき決定する運びとなっています。

予算編成方針の主要事項

予算編成にあたっては、加入員数や受給者数あるいは給与や年金額などの基礎係数に基づいて予算額の積算を行うこととなりますが、事業をどう実施して行くかがより重要となります。

この基金の事業運営の方針は、代議員会や理事会で決定することとなりますが、このたびの理事会において、主要な事項をあらかじめ審議・承認いただき、それに基づいた予算案を作成し、事業運営方針とともに代議員会にお諮りすることとなりました。

このたびの理事会において承認をいただいた主要事項のうち事業運営の変更内容は次のとおりです。

*資産評価方法の変更

数理的評価⇒時価評価

*給付減額と掛金の引上げ

給付乗率:1000分の1.4⇒1000分の0.7

特別掛金:14%⇒21%

*代行料率の改定

2 8 %

「数理的評価」は平成16年9月号の基金用語を「代行料率の改定」は前月号の記事を参照願います

資産運用の見直し(案)

年金資産のより効率的な運用を図るため、年金資産運用委員会にてその見直しを検討していましたが、平成16年11月に取りまとめられた委員会案が理事会にて承認されました。

当見直し案ではシェアの変更も含まれていますので、2月の代議員会での審議・決定を予定しています。

政策アセットミックスは現状を維持

このたびの運用の見直しは、平成16年の年金改正によって厚生年金本体との財政の中立化が図られたことなどから、運用に関する全般的な検討がなされています。

運用の基本となる政策アセットミックス(資産構成)については、簡易ALMの実施による検証が行われましたが、現行の資産構成にて期待する収益が見込まれるとの予想結果から変更しないこととなりました。

[参考] 掛金率の変更内容

区分	掛金率		変更事由
	現行	変更(予定)	
代行料率	28%	38%	年金制度改正による凍結解除
上乘せ掛金	7%	3%	給付減額の実施による増減 *特別掛金は段階的引上げ (18年度:24%、19年度:27%)
特別掛金	14%	21%	
事務費掛金	3%	3%	変更なし
合計	52%	65%	(18年度:68%、19年度:71%)

基金の掛金率は、52%から65%へと13%の引上げとなりますが、これには代行料率の引上げ分(10%)が含まれているため、これを除く基金の引上げ分は3%となります。

代行料率の引上げ分は、その分社会保険事務所への納付分から減じられますので、実質的な引上げ(負担増)にはなりません。

給付減額の同意書の提出を お忘れではありませんか!

同意書は全ての事業所に提出していただく必要がありますが一部事業所で未提出となっています
提出をお忘れの事業所の早期提出をお願いします

保養所のあり方[レポート]

財政運営委員会にて保養所の運営に関する検討を行っていましたが、利用の実態や運営費用負担の面などから廃止案がまとめられ、理事会においてもこれが承認されました。

具体的な廃止の方向などについては、代議員会での決定を受け平成17年度中に委員会で検討することとなっています。

アセット・アロケーションの見直し

①アクティブ化を7%拡大

現在の資産運用においては、パッシブ運用(市場並みの収益を期待する運用)にあてる資産とアクティブ運用(市場を越える収益を期待する運用)にあてる資産の比率を半々としています。

このたびの見直しでは、リスクをおさえながら、その比率を現行の政策アセットミックスによる期待収益をより高めことなどから、アクティブ比率を7%程度拡大することとなりました。

このアクティブ化の拡大は、アクティブ化比率の低い内外債券について行うこととなりました。

②運用スタイルは現状を基本

現在の運用スタイルは、パッシブコア(内外債券・株式での構成)と特化型(各資産別にスタイル分散)の組み合わせとなっていますが、基本的にはこの現状を維持することとなりました。

ただ、アクティブ化を拡大する国内債券については、代替投資(株式)を行うこととなりました。

③運用機関の見直し

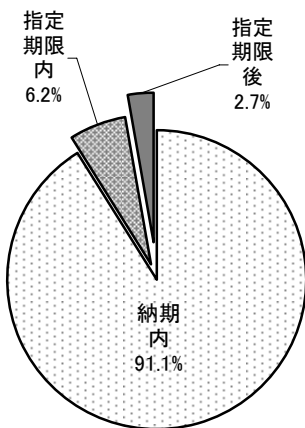
現在の運用機関は、4信託銀行と4投資顧問となっていますが、期待する収益が得られていない1投資顧問については、大和総研評価の引下げもあり他の投資顧問に変更することとなりました。

また、アクティブ化の拡大などにより新たな運用機関を採用することとなり、運用機関数は5信託銀行・5投資顧問となることが予定され、今後、これらに伴うシェア変更を行っていくこととなります。

事業状況

毎月の掛金の告知額に対し、所定の納期限内に納付される割合(収納率)は91%程度であり、督促による収納率(指定期限内納付割合)は6%程度となっています。残りの3%程度については指定期限後概ね6ヵ月以内に順次収納が図れ、毎月の掛金の長期滞納は生じていない状況にあります。

納入時期別・収納率



掛金の収納状況 ③滞納処理

督促件数・月13件

納期限内の未納事業所に対しては、指定期限を定め督促状を発行していますが、その件数は毎月13件程度となっています。

この指定期限内に半数程度が納付されますが、なお6・7件が未納となる状況にあります。

これら督促事業所などに対しては、別途書面や電話あるいは訪問による督促を重ねており、その回数は平均1.6回となっています。

このほか、事業所の倒産などの場合には、厚生労働大臣の認可を受け収納を計っています。(平成15年度:認可・収納2件)

給付減額に係る同意書 2割強の事業所が未提出

給付減額の同意書は、平成16年12月末現在で200事業所(提出割合78%)に提出していただいておりますが、加入員規模の小さな事業所を中心に依然として2割強の事業所において未提出となっている状況にあります。

同意割合は3分の2を超える

同意書の提出状況は、大変低調ですが、提出いただいた同意書による同意加入員数は加入員総数の70%に達し、認可基準における3分の2以上との要件割合を超えました。

しかし、2割強の未提出事業所があるため、厚生労働大臣の認可裁量の取扱いとされている「事業所毎に3分の2以上」の条件を満たすことができていません。

「基金情報」の掲示等のお願い

加入員の方々にも基金の現状や動向などを周知していただくため、当「基金情報」を事業所内への掲示や回覧あるいはコピー配付などについてご協力をお願いいたします。

りそな信託銀行 平成16年度着地を3.1%と予想

りそな信託銀行(当基金の資産運用の幹事受託機関)は、先般、資産運用の収益率を予想し、提示してきました。

これにより、市場予測値(予想レンジ(中心値))と資産別の収益率は下表のとおりとなり、りそな信託銀行における平成16年度末の収益率は、3.1%となっています。

平成17年度は2.6%

また、同時に、平成17年度の期待収益率も予想されており、国内株式の高騰(日経平均:13,000円)などにより2.6%と予想しています。

平成16年度末予想レンジ(中心値)

項目	レンジ
長期国債	1.6%
T O P I X	1,200
日経平均	12,000円
米10年債	4.4%
N Y ダウ	10,500ドル
S & P 500	1,175
円 / ドル	105円
円 / ユーロ	135円

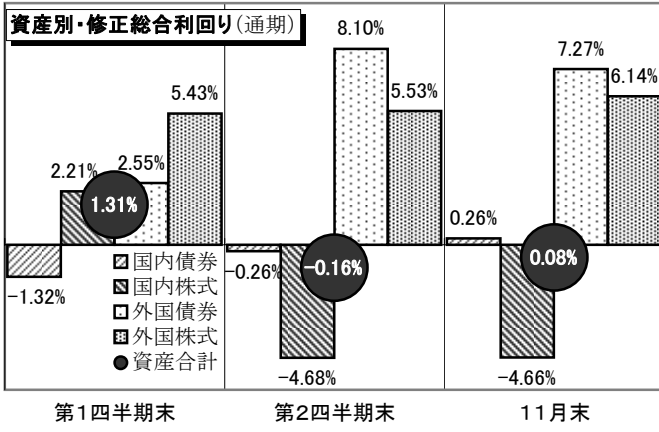
平成16年度着地予想

資産項目	着地予想
国内債券	0.5%
国内株式	3.5%
外国債券	7.5%
外国株式	9.6%
その他	0.0%
資産合計	3.1%

りそな信託銀行の平成16年11月末資産構成での数値です。

基金関連・動向と状況

年金資産の運用状況 <平成16年度>



平成16年11月の市場は各資産ともに上昇傾向にもあり、資産運用結果(修正総合利回り)は再びプラスに転じることとなりました。しかし、米国株高に連動して堅調気味であった国内株式も一服感がでたなど資産合計の修正総合利回りは極めて小幅な上昇に止まっています。

基金用語

【 財政の中立化 】

財政の中立化とは、厚生年金本体と厚生年金基金の代行部分との財政の中立化のことであり、次の措置により図ります。この財政の中立化は、平成16年の年金改正により実現され、基金の代行部分の制度的な財政負担が解消されました。

- ◎代行部分の支給に必要な免除料率が確保されることとなった
- ◎代行部分の支給乗率が厚生年金本体の支給乗率を超える部分や65歳前の給付部分について政府負担金として手当されることとなった
- ◎基金の最低責任準備金の算定について厚生年金本体の運用利回りが用いられることとなった
- ◎最低責任準備金が代行給付現価の二分の一を下回った場合の財源手当が行われることとなった

これらにより、代行部分については基金の財政負担が生じないこととなりますが、基金の資産運用は厚生年金本体の運用利回りを超える必要があります。

1月の事業予定

中旬～/ 第3四半期の運用状況ヒヤリング

厚生年金基金連合会・支払期月を変更

厚生年金基金連合会は、先の厚生年金基金令の改正に伴い、中途脱退者の年金の支払期月を変更することとなりました。

変更の時期は平成17年4月からで、変更となる者には1月に送付される源泉徴収票・年金振込通知書にてお知らせされることとなっています。

年金額	変更内容	
	支払回数	支払月
3万円未満	1回(変更なし)	誕生日により振分け
3万～6万円未満	2回⇒1回	
6万～9万円未満	3回⇒2回	6・12月
9万～15万円未満	6回⇒2回	
15万～27万円未満	6回⇒3回	4・8・12月
27万円以上	6回(変更なし)	

与党

平成17年度税制改正大綱をまとめる

去る12月15日与党は平成17年度の税制改正大綱をまとめました。年金関係の内容は、次のとおりです。

- *企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止の延長
—今年度末までの凍結措置が3年間(平成19年度末まで)延長—
- *定率減税(基礎年金国庫負担割合引上げ財源)の縮減(2分の1に)
—所得税:税額の20%相当額⇒10%相当額
住民税:所得割合の15%相当額⇒7.5%相当額—
- *国民年金保険料に対する社会保険料控除の適用について、保険料支払証明の確定申告書添付が年末調整時提出とする